

令和3年度

矢板市予算書

矢板市

令和3年度矢板市予算目次

1. 一般会計予算	1
2. 介護保険特別会計予算	7
3. 国民健康保険特別会計予算	11
4. 後期高齢者医療特別会計予算	15
5. ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	17
6. 水道事業会計予算	19
7. 下水道事業会計予算	23

一 般 会 計

議案第2号

令和3年度矢板市一般会計予算

令和3年度矢板市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,008,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,282,616
	1 市 民 税	1,578,475
	2 固 定 資 産 税	2,212,229
	3 軽 自 動 車 税	101,906
	4 市 た ば こ 税	227,815
	5 入 湯 税	300
	6 都 市 計 画 税	161,891
2 地 方 譲 与 税		120,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	22,700
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	71,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	26,800
3 利 子 割 交 付 金		2,000
	1 利 子 割 交 付 金	2,000
4 配 当 割 交 付 金		10,000
	1 配 当 割 交 付 金	10,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		15,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	15,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		589,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	589,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		20,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		8,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	8,000
10 地 方 特 例 交 付 金		26,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	26,000
11 地 方 交 付 税		2,297,000
	1 地 方 交 付 税	2,297,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		64,274
	1 負 担 金	64,274

(単位：千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		195,717
	1 使用料	110,320
	2 手数料	85,397
15 国庫支出金		1,801,870
	1 国庫負担金	1,518,918
	2 国庫補助金	273,687
	3 委託金	9,265
16 県支出金		1,119,093
	1 県負担金	652,611
	2 県補助金	390,449
	3 委託金	76,033
17 財産収入		100,262
	1 財産運用収入	8,763
	2 財産売却収入	91,499
18 寄附金		50,001
	1 寄附金	50,001
19 繰入金		281,222
	1 基金繰入金	281,222
20 繰越金		250,000
	1 繰越金	250,000
21 諸収入		391,745
	1 延滞金、加算金及び過料	4,001
	2 市預金利子	38
	3 貸付金元利収入	246,533
	4 雑収入	141,173
22 市債		1,369,700
	1 市債	1,369,700
歳入合計		13,008,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		154,215
	1 議 会 費	154,215
2 総 務 費		1,390,117
	1 総 務 管 理 費	990,937
	2 徴 税 費	194,221
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	126,789
	4 選 挙 費	33,013
	5 統 計 調 査 費	25,931
	6 監 査 委 員 費	19,226
3 民 生 費		4,845,416
	1 社 会 福 祉 費	2,505,599
	2 児 童 福 祉 費	1,886,050
	3 生 活 保 護 費	453,766
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		827,002
	1 保 健 衛 生 費	476,630
	2 清 掃 費	350,372
5 労 働 費		3,610
	1 労 働 諸 費	3,610
6 農 林 水 産 業 費		626,746
	1 農 業 費	545,729
	2 林 業 費	81,017
7 商 工 費		386,594
	1 商 工 費	386,594
8 土 木 費		1,258,716
	1 土 木 管 理 費	89,554
	2 道 路 橋 り よ う 費	540,062
	3 河 川 費	35,509
	4 都 市 計 画 費	523,263
	5 住 宅 費	70,328
9 消 防 費		732,178
	1 消 防 費	732,178
10 教 育 費		1,495,396

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	298,194
	2 小 学 校 費	415,776
	3 中 学 校 費	228,268
	4 社 会 教 育 費	290,593
	5 保 健 体 育 費	262,565
11 災 害 復 旧 費		6
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3
12 公 債 費		1,267,989
	1 公 債 費	1,267,989
13 諸 支 出 金		15
	1 普 通 財 産 取 得 費	15
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	13,008,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度栃木県信用保証協会の矢板市 中小企業振興資金(緊急経営強化支援資金) 融資保証に対する損失補償	令和3年度から 令和10年度まで	令和3年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和3年度栃木県信用保証協会の矢板市 中小企業振興資金(創業資金) 融資保証に対する損失補償	令和3年度から 令和10年度まで	令和3年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和3年度栃木県信用保証協会の矢板市 中小企業振興資金(創業資金) 利子補給金	令和3年度から 令和10年度まで	令和3年度の融資額のうち中小企業支援資金融資利子補給金交付要綱第3条に基づき算出した額
令和3年度用地取得奨励金	令和3年度から 令和5年度まで	44,400

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営土地改良事業	2,700	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の日から30年以内とし、その他については借入先融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
県単農道整備事業	14,800			
道路整備事業	203,300			
河川整備事業	27,500			
公園整備事業	21,600			
街路事業	27,000			
公営住宅整備事業	14,100			
消防防災施設整備事業	197,100			
国民体育大会推進事業	23,300			
体育施設整備事業	55,300			
臨時財政対策債	783,000			

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第3号

令和3年度矢板市介護保険特別会計予算

令和3年度矢板市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,165,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		724,231
	1 介 護 保 険 料	724,231
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31
	1 手 数 料	31
3 国 庫 支 出 金		724,187
	1 国 庫 負 担 金	527,276
	2 国 庫 補 助 金	196,911
4 支 払 基 金 交 付 金		794,520
	1 支 払 基 金 交 付 金	794,520
5 県 支 出 金		431,030
	1 県 負 担 金	410,186
	2 県 補 助 金	20,844
6 財 産 収 入		38
	1 財 産 運 用 収 入	38
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		485,557
	1 一 般 会 計 繰 入 金	485,557
9 繰 越 金		6,200
	1 繰 越 金	6,200
10 諸 収 入		5
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	3,165,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		71,016
	1 総 務 管 理 費	36,340
	2 徴 収 費	8,884
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	25,335
	4 趣 旨 普 及 費	457
2 保 険 給 付 費		2,884,500
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,651,100
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	65,700
	3 そ の 他 諸 費	2,300
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	59,700
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	7,100
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	98,600
3 地 域 支 援 事 業 費		128,674
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	37,993
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	20,023
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	70,508
	4 そ の 他 諸 費	150
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 基 金 積 立 金		76,609
	1 基 金 積 立 金	76,609
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,165,800

国民健康保険特別会計

議案第4号

令和3年度矢板市国民健康保険特別会計予算

令和3年度矢板市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,614,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		676,633
	1 国 民 健 康 保 険 税	676,633
2 一 部 負 担 金		4
	1 一 部 負 担 金	4
3 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
4 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
5 県 支 出 金		2,628,783
	1 県 補 助 金	2,628,783
6 財 産 収 入		286
	1 財 産 運 用 収 入	286
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		281,963
	1 他 会 計 繰 入 金	270,763
	2 基 金 繰 入 金	11,200
9 繰 越 金		22,318
	1 繰 越 金	22,318
10 諸 収 入		4,011
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,004
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 収 入	1,006
歳 入 合 計		3,614,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		55,632
	1 総 務 管 理 費	34,739
	2 徴 税 費	20,488
	3 運 営 協 議 会 費	405
2 保 険 給 付 費		2,567,731
	1 療 養 諸 費	2,230,538
	2 高 額 療 養 費	324,257
	3 移 送 費	21
	4 出 産 育 児 諸 費	9,665
	5 葬 祭 諸 費	3,250
3 国民健康保険事業費納付金		929,370
	1 医 療 給 付 費 分	639,767
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	221,194
	3 介 護 納 付 金 分	68,409
4 共 同 事 業 拠 出 金		128
	1 共 同 事 業 拠 出 金	128
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		50,492
	1 保 健 事 業 費	9,604
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	40,888
7 積 立 金		286
	1 基 金 積 立 金	286
8 諸 支 出 金		6,160
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,160
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,614,800

後期高齢者医療特別会計

議案第5号

令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度矢板市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ407,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		303,368
	1 後期高齢者医療保険料	303,368
2 使用料及び手数料		31
	1 手 数 料	31
3 繰 入 金		86,308
	1 一 般 会 計 繰 入 金	86,308
4 繰 越 金		3,800
	1 繰 越 金	3,800
5 諸 収 入		13,593
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	1,030
	3 雑 入	12,561
歳 入 合 計		407,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		5,860
	1 総 務 管 理 費	3,412
	2 徴 収 費	2,448
2 後期高齢者医療広域連合納付金		379,085
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	379,085
3 後期高齢者健診事業費		18,125
	1 後期高齢者健診事業費	18,125
4 諸 支 出 金		1,030
	1 償還金及び還付加算金	1,030
5 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		407,100

ハッピーハイランド矢板排水処理事業
特 別 会 計

議案第6号

令和3年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

令和3年度矢板市のハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		9,240
	1 使 用 料	9,239
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
3 繰 越 金		357
	1 繰 越 金	357
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		9,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,297
	1 総 務 管 理 費	618
	2 施 設 管 理 費	8,679
2 積 立 金		3
	1 基 金 積 立 金	3
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		9,600

水道事業会計

議案第7号

令和3年度矢板市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度矢板市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,000戸
(2) 年間給水量	3,540,000 m ³
(3) 一日平均給水量	9,699 m ³
(4) 主要な建設改良事業	施設整備事業 事業費 435,972千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	911,000千円
第1項 営業収益	827,173千円
第2項 営業外収益	83,824千円
第3項 特別利益	3千円

支出

第1款 水道事業費用	726,000千円
第1項 営業費用	684,729千円
第2項 営業外費用	39,651千円
第3項 特別損失	620千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,000千円は、当年度分損益勘定留保資金332,285千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,324千円及び建設改良積立金101,391千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	68,000 千円
第1項	企業債	50,000 千円
第2項	国庫補助金	1 千円
第3項	負担金	17,997 千円
第4項	出資金	1 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	538,000 千円
第1項	建設改良費	440,447 千円
第2項	企業債償還金	96,552 千円
第3項	補助金返還金	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	50,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の日から40年以内とし、その他については借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費用

第1項 営業費用 及び 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 70,499 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の営業助成として、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、公共消火栓維持管理のため8,350千円、市営住宅給水装置維持管理のため1,879千円、公共下水道事業会計職員庁舎使用のため1,299千円、マッピングシステム保守(下水道分)のための2,025千円である。

(他会計からの負担金)

第10条 水道事業の経費のうち、他の会計からこの会計へ負担を受ける金額は、公共消火栓設置のための3,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、13,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

下水道事業会計

議案第8号

令和3年度矢板市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度矢板市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	5,037 戸
(2) 年 間 排 水 量	2,106,203 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5,770 m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠建設改良費 273,541 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	917,400 千円
第1項 営業収益	277,803 千円
第2項 営業外収益	639,594 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	749,100 千円
第1項 営業費用	690,230 千円
第2項 営業外費用	57,209 千円
第3項 特別損失	161 千円
第4項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 263,200 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,706 千円、当年度分損益勘定留保資金 64,672 千円及び当年度未処分利益剰余金 172,822 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	279,800 千円
第1項	企業債	172,600 千円
第2項	補助金	91,700 千円
第3項	受益者分担金	1 千円
第4項	受益者負担金	15,499 千円

支 出

第1款	資本的支出	543,000 千円
第1項	建設改良費	314,470 千円
第2項	固定資産購入費	2,050 千円
第3項	企業債償還金	225,180 千円
第4項	予備費	1,300 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備 事業	172,600 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から40年以内と し、その他については借入 先の融資条件による。ただ し、企業財政その他の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用 及び 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 54,465 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業経営安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、291,152 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金のうち172,822 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして
172,822 千円

令和3年2月26日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

